

明 示 書 (様 式 例)

DD第二種(3科目受講)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						
(1) 資格取得状況						
① 昨年度内の受講修了者数		16	人			
② ①のうち目標資格の受験者数		16	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数		16	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数		3	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等						
① 回答者総数		3	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	2	人	②A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	0	人			
	3 その他の就業(自営業等)	1	人			3
	4 学生	0	人	②B: 非就業者計		
	5 求職中	0	人			
	6 その他(主婦、無職等)	0	人			0
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人			
	3 社内外の評価が高まる	1	人			
	4 円滑な転職に役立つ	0	人			
	5 趣味・教養に役立つ	1	人			
	6 その他の効果	0	人			
	7 特に効果はない	0	人			3
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人			
	4 趣味・教養に役立つ	0	人			
	5 その他の効果	0	人			
	6 特に効果はない	0	人			0
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
	4 就職していない	0	人			0
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	3	人			
	3 どちらとも言えない	0	人			3
	4 やや不満	0	人			
	5 大いに不満	0	人			
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		郵政省告示226号に定める「工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施方法」により、養成課程終了試験を行い合格した者。試験時間は、1科目40分とし科目ごとの試験の得点は60点以上を合格とする。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		総務大臣認定の養成課程であり、e-ラーニングによる通信講座で、学習者間及び教師对学习者などのコミュニケーションが取れる学習管理システムを使用している講座の為、スクーリングを設定していない。				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法						
郵政省告示226号に定める「工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施方法」により、養成課程終了試験を行い各科目「基礎」「技術」「法規」の試験で、各科目60点以上をもって合格した者。						

明 示 書（様式例）

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	受講種別、学習科目毎の専任インストラクターによる、Q&Aへの回答等による支援。クラス担任による進捗度・達成度の確認及び激励メールによる支援。																		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	クラス担任等より受験に向けたスケジュール及び受験会場の情報をメール等で提供している。																		
8. その他の事項																			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	一般財団法人 日本データ通信協会 (代表者名: 理事長 酒井 善則)																		
住所及び連絡先	電気通信工事担任者試験(DD第2種(総合)) TEL 03-5907-6169																		
施設名称及び施設長名	日本データ通信協会 (施設長: 理事長 酒井 善則)																		
住所及び連絡先	東京都豊島区巢鴨2-11-1 TEL 03-5907-6169																		
給付制度担当部署・者	人材研修部 (担当者: 高橋 吉春)																		
連絡先	TEL 03-5907-6169																		
教育訓練経費 支払い方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)</td> <td style="text-align: right;">99,000 円</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">(うち、必須教材費</td> <td style="text-align: right;">99,000 円 0 円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 教育訓練給付金の対象外となる経費</td> <td style="text-align: right;">8,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 再受験料</td> <td style="text-align: right;">8,400 円 円 円 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		99,000 円	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	(うち、必須教材費	99,000 円 0 円)	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費		8,400 円	・ 再受験料		8,400 円 円 円 円			円
1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		99,000 円																	
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円																	
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	(うち、必須教材費	99,000 円 0 円)																	
2. 教育訓練給付金の対象外となる経費		8,400 円																	
・ 再受験料		8,400 円 円 円 円																	
		円																	

〔特記事項〕

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材等費は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、当該入学料及び受講料の額から当該還元額等に係る額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引等により教育訓練経費の一部の実質的な還元が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、当施設が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
- (4) 教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。